

研究インターンシップ

研究科共通科目	2単位
講義概要 (内容) 研究の最先端の職場において、取り組んでいる研究テーマの説明を受け、研究の一部を分担しながら研究の視野を広げてもらいます。 実施場所は岩手連大と連携協定を結んでいる研究機関（東北農業研究センター、岩手生物工学研究センター、青森県産業技術センター、カナダ・サスカチュワン大学）をはじめ、主指導教員が申請し連大（代議員会）が認めた教育研究機関です。 インターンシップ期間終了後、研修先で体験した研究内容について大学でさらに最近の成果等の文献を読み、レポートを作成するとともに、研究インターンシップ報告会で報告、議論します。	
評価の方法 受講者の提出したレポート及び受入教員からの報告書を元に受講者の研究への取り組む姿勢や問題解決に向けた提言内容、成果発表会におけるプレゼンテーション能力を総合して評価を行います。	
講義履修上の注意事項 1. 研究インターンシップの実施要件 1) 学生の配属先(大学および連携機関)と同一の研究機関や他の大学・研究機関であっても第2副指導教員の所属する研究室(部署)では研修できません。また、岩手連大との連携機関以外で研究インターンシップを希望する場合は、 <u>受入先の下承を得た上で、国外の機関はインターンシップ実施希望日の6ヵ月前まで、国内の機関は3ヶ月前までに</u> 指導教員及び連大事務室に相談してください。 2) 研修期間：国内、国外ともに、研究インターンシップの期間は2週間（土日を除く10日間）以上が必要です。ただし、サスカチュワン大学での研修は、受け入れの都合上3週間が標準となっています。 3) 研修の内容：研究インターンシップは、研究の一部を分担しながら研究の視野を広げてもらうことを目的にしていますので、研修先での学位論文研究の調査や実験は、研修の内容には含まれません。ただし、上記の研修目的が達成されているのであれば、副次的に学位論文研究に関わる調査や実験を研修先で行うことは差し支えありません。 *研究インターンシップを受講する際は学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険への加入を義務づけていますので、必ず加入してください。 *詳しいインターンシップの流れについては23～25ページをご覧ください。 *旅費の支給額・範囲については35ページをご覧ください	

指導教員への補足説明

研究インターンシップは実施場所によって手続きが異なります。次ページ以降の説明に従って手続きをしてください。

1) 連携協定を結んでいる研究機関以外で研究インターンシップを実施する場合 主指導教員が受入機関と連絡を取り、研究インターンシップ実施のすべての段取りを整えていただくことになります。また、その教育研究機関が研究インターンシップの実施にふさわしいかどうかは、事前に代議員会で実施計画書（主指導教員作成が作成するもの。様式4）及び受入教員の経歴等の審査（確認）を受けることになっていきますのでご留意ください。海外の機関の場合は受入先の承諾を得て6カ月前まで、国内の機関は3ヶ月前までに連大事務室へ連絡してください。

提出書類

- ・ 研究インターンシップ実施計画書（様式4）
- ・ 受入教員の略歴書
- ・ 学生の履歴書

2) 成績評価について

研究インターンシップ終了後、学生レポート及び受入教員の実施報告書を基に、主指導教員の責任で成績評価を行っていただきます。

提出書類

- ・ 成績報告書
- ・ 学生レポート
- ・ 受入教員の報告書

3) 交通費等の支援について

連携協定を結んでいる研究機関へ派遣する場合は、交通費及び宿泊費を学生本人へ支給します。

協定機関以外の場合は、交通費のみ支給しております。交通費は、11月末で締切、1月に主指導教員の研究費として配分しますので、学生の旅費は主指導教員が運営費で立て替えてお支払いください。（宿泊費は支給されません）

海外の場合は、交通費の上限を15万円とします。

研究インターンシップ終了後に「旅行命令伺」等の交通費の明細写しを連大事務室に提出してください。

※交通費については、配属大学住所から受入機関までと、居住地から受入機関までとを比べて、近距離である方を基に計算した額を支給します。

連携機関以外での研究インターンシップの流れ

※申請は随時受け付けますが、受入機関・指導者がインターンシップの実施にふさわしいかを代議員会で審議する必要がありますので、国外の機関はインターンシップの実施を希望する6ヶ月前まで、国内の機関はインターンシップの実施を希望する3ヶ月前まで、に受入先教員から受入の了承を得た上で、連大事務室へ連絡してください。その際、研究インターンシップ実施計画書・受入先教員の経歴・インターンシップを希望する学生の経歴を提出してください。連大事務室より受入先機関へ受入を依頼し、受入先より了承の連絡が来た上で、代議員会に報告し了承を得たらインターンシップの実施が可能となります。

連携機関以外での研究インターンシップへの補助については交通費のみが支給されます。

